

諮問番号：諮問第 77 号

答申番号：答申第 77 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

須恵町長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の夫に対して行った児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 9 条第 3 項の規定に基づく児童手当改定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。理由は以下のとおり。

- (1) 出産を機に退職し、現在 2 人目を育児中である。妊娠中の検診も完全に無料ではなく、夫の仕事もボーナスがないため、車の維持などの大きな出費が生じると赤字が生じる状態である。子どもたちのための出費が多く、少しパートに出ているが、預けるにもお金がかかり、かといってフルタイムで働くことは難しいため、現状は月 5,000 円の減額も大きなダメージになる。
- (2) 減額撤回と、医療費高卒まで窓口無料化を求める。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は法令の規定に沿って適切に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分の名宛人が、審査請求人ではなくその夫であることから、審査請求人に不服申立適格があるか、また、処分庁は児童手当額の認定を法令規則等に基づいて適正に行ったかという点にあるので、以下判断する。

#### 1 不服申立適格について

行政不服審査法第 2 条に規定する「処分に不服がある者」とは、当該処分により自

己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、「法律上保護された利益」とは、行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益であって、それは、行政法規が他の目的、特に公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果たまたま一定の者が受けることとなる反射的利益とは区別されるものとされている。

本件処分の根拠となる法の目的から、児童手当を受給する権利は、児童を養育する者の個別的利益として保護されているといえる。

また、法第4条第3項は、複数の「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする」者のうち、「当該児童の生計を維持する程度の高い者」を受給者とみなすこととしている。本件支給要件児童と同一世帯の母である審査請求人も、「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする」者の一人であると認められることから、児童手当支給の利益を受けるべき者であるといえる。

よって、審査請求人は、本件処分に対する審査請求の不服申立適格を有するといえる。

## 2 児童手当支給額の改定について

### (1) 児童手当支給額について

児童手当の支給額について、本件処分が行われた平成30年8月22日時点において、第一子は「三歳以上小学校修了前の児童」であって、第二子は「三歳に満たない児童」であるため、法第6条第1項第1号イ(1)(ii)に該当するものと認められる。したがって、支給額は、15,000円×1人(三歳に満たない児童)＋10,000円×1人(三歳以上小学校修了前の児童)＝25,000円となり、この額は、本件処分によって改訂された児童手当額と相違ない。

よって、本件処分の児童手当額の改定は法に従って行われていると認められ、処分庁の児童手当額の認定について、違法又は不法な点は認められない。

なお、児童手当額の認定については、認定の基礎となる支給要件児童の年齢や人数等の事項及び額について、法には裁量を許す文言は認められないため、処分庁が裁量によって認定額を変更することはできない。

### (2) 児童手当額改定の手続について

児童手当額の改定の時期について、法第9条第3項に定められたとおり、第一子

が3歳に到達する日の属する月の翌月から行われている。

また、須恵町児童手当事務処理規則（平成29年須恵町規則第2号）第16条において、公簿等で支給額を減額すべき者と確認した時は職権により支給額を改定し、その改定の通知を受給者に送付するものとされていることから、本件処分において処分庁は同条の規定に基づき手続を行っていることが認められる。

よって、児童手当額の改定の手続についても、法令規則に則って行われており、処分庁の手続に違法又は不当な点は認められない。

その他本件処分に影響を与える事情もなく、本件処分に違法又は不当な点はない。

また、審査請求人は、本件処分の取消しを求める理由として、「医療費高卒までの窓口無料化を求める」と記載しているが、この記載は本件処分とは全く関係ないものと認められるため、本件処分の取消しを求める理由とはならない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和元年10月21日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和元年11月5日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、本件処分の名宛人が、審査請求人ではなくその夫であることから、審査請求人に不服申立適格があるか、また、処分庁は児童手当額の認定を法令規則等に基づいて適正に行ったかという点にあるので、以下判断する。

##### 1 不服申立適格について

本件処分の名宛人は審査請求人の夫（児童手当の受給者）であるため、本件処分について審査請求人は名宛人以外の第三者であることから、本件審査請求において、審査請求人に、いわゆる第三者の不服申立適格が認められるかを以下判断する。

本件処分の根拠となる法は、「家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する」（法第1条）ことを目的としており、そのために児童を養育している者に児童手当を支給することとしているから、児童手当を

受給する権利は児童を養育する者の個別的利益として保護されているといえる。

また、法第4条第3項は、複数の「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする」者のうち「当該児童の生計を維持する程度の高い者」を同条第1項第1号の「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする」者とみなして受給者と認定しているものである。すなわち法は児童手当の支給にあたり、生計を同じくする世帯に着目しているといえる。そのため、本件支給要件児童と同一世帯の母である審査請求人も、「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする」者の一人であると認められるから、本件処分の目的に照らして、児童手当支給の利益を有する者であるといえる。

よって、審査請求人は、児童手当の減額改定によって、児童手当支給の利益を侵害される者であるといえるため、審査請求人は、「法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」であって、処分に「不服がある者」に該当し、本件処分に対する審査請求の不服申立適格を有するものと認められる。

## 2 児童手当支給額の改定について

次に、処分庁が、審査請求人の夫に支給する児童手当の支給額の改定を法令等に基づいて適正に行ったかを以下判断する。

### (1) 児童手当支給額について

児童手当の支給額については、本件処分が行われた平成30年8月22日時点において、平成27年5月1日生まれの第一子は「三歳以上小学校修了前の児童」であって、平成29年11月8日生まれの第二子は「三歳に満たない児童」であるため、本件支給要件児童は、「当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童又は三歳以上小学校修了前の児童である場合」であって、「当該三歳以上小学校修了前の児童が一人又は二人いる場合」であることから、法第6条第1項第1号イ(1)(ii)に該当するものと認められる。

したがって、支給額は、「三歳に満たない児童」は1人であるから15,000円×1人=15,000円と、「三歳以上小学校修了前の児童」は1人であるから10,000円×1人=10,000円となり、これらを合算した額は25,000円となる。この額は、本件処分によって改定された児童手当額と相違ない。

よって、本件処分の児童手当額の改定は法に従って行われていると認められるため、処分庁の児童手当額の認定について、違法又は不当な点は認められない。

なお、児童手当額の認定については、支給要件児童の年齢及び人数等の法に規定

された事項を基礎にして行われることとなっているが、法には、経済状況等に応じて特例を認める規定はない。また、認定の基礎とする事項や額について処分庁に裁量を許す文言も認められない。したがって本件において制度上、特例又は処分庁の裁量を認める余地はないものであるといわざるを得ない。

(2) 児童手当額改定の手続について

児童手当額の改定の時期について、法第9条第3項に定められており、本件処分による児童手当額の改定は、第一子が3歳に到達する平成30年5月1日の属する月の翌月である同年6月から行うこととされている。

そして、この改定は、須恵町児童手当事務処理規則第16条によって、公簿等で支給額を減額すべきものと確認したときは職権により支給額を改定し、その改定の通知を受給者に送付するものとされており、本件処分においても、処分庁は、「児童手当受給者額改定一覧」の記載のとおり、職権により平成30年6月から支給額を改定するとの通知を平成30年8月22日付けで受給者である審査請求人の夫あてに送付している。

よって、児童手当額の改定の手続きについても、法令規則に則って行われており、処分庁の手続に違法又は不当な点は認められない。

(3) 以上により、他に本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点はない。

(4) また、審査請求人は、本件処分の取消しを求める理由として、「医療費高卒まで窓口無料化を求める」と記載している。この記載は市政又は県政に対する要望とも解しうるが、本件処分の取消しを求める理由としては認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 谷本 拓也

委員 樋口 佳恵